函館市ソフトウェア管理要綱

（目的）

第１条　この要綱は，市のソフトウェアの適正な使用および管理について必要な事項を定めることにより，その適法かつ有用な使用を推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) ソフトウェア　コンピュータ等の情報機器において稼動するプログラムをいう。

(2) ハードウェア　コンピュータまたはサーバをいう。

(3) 媒体　ソフトウェアを記録したものをいう。

(4) ライセンス　ソフトウェアを適法に利用できる地位をいう。

(5) インストール　ソフトウェアをハードウェア上で利用できる状態にすることをいう。

(6) 更新　ソフトウェアをアップデートすること，アップグレードすることまたはダウングレードすることをいう。

(7) 削除　ソフトウェアをハードウェアから消去することをいう。

（適用範囲）

第３条　この要綱は，市が管理するすべてのハードウェアにインストールされている，またはインストールされることとなるべきすべてのソフトウェアについて適用する。

（ソフトウェア統括管理者）

第４条　市全体のソフトウェアの適正な管理を行うため，ソフトウェア統括管理者を置き，総務部長をもって充てる。

（ソフトウェア管理責任者）

第５条　各部（部に相当する組織を含み，部を置かない事務局においては事務局とする。以下同じ。）で使用するソフトウェア全体の管理を行うために，ソフトウェア管理責任者を置き，各部の長をもって充てる。

（ソフトウェア管理者）

第６条　各課（課に相当する組織を含み，課を置かない室にあっては室とする。以下同じ。）で使用するソフトウェアの管理を行うために，ソフトウェア管理者を置き，各課の長をもって充てる。

（ソフトウェア統括管理者の業務）

第７条　ソフトウェア統括管理者は，次の業務を行う。

(1) 市全体のソフトウェアの管理に関すること

(2) ソフトウェア管理責任者およびソフトウェア管理者の業務が適切かつ円滑に行われるよう指導すること。

(3) ソフトウェア管理責任者から，各部におけるソフトウェアの検査の結果の報告を受け，ソフトウェアの管理が適切に行われているか確認すること。

（ソフトウェア管理責任者の業務）

第８条　ソフトウェア管理責任者は，次の業務を行う。

(1) 各部で管理するソフトウェアが適正に使用許諾を受け，その契約条件に従い利用されるようにすること。

(2) 各部で管理するハードウェアの状況について記載したハードウェア管理台帳（様式１）を整備すること。

(3) ソフトウェアのインストールの状況を記載したインストール管理台帳（様式２）を整備すること。

(4) ライセンスを証明する文書を適切に保管するとともに，ライセンスの保有の状況を記載したライセンス管理台帳（様式３）を整備すること。

(5) 保有する媒体を適切に管理するとともに，媒体の保有の状況を記載したソフトウェア媒体管理台帳（様式４）を整備すること。

(6) ソフトウェア管理者の業務が適切かつ円滑に行われるよう指導すること。

(7) 第10条に規定するソフトウェア検査を行うこと。

（ソフトウェア管理者の責務）

第９条　ソフトウェア管理者は以下の業務を行う。

(1) ソフトウェアの導入，更新および削除をすること。ソフトウェア管理者の承諾がある場合は，他の者が行うことができる。

(2) 前号の導入，更新または削除を行った場合に，ソフトウェア管理責任者に速やかに報告すること。

(3) 所属職員に対して，この要綱の遵守を指導すること。

（ソフトウェア検査）

第10条　ソフトウェア管理責任者は，年に１回，各部が管理するハードウェア，ライセンスおよび媒体の状況ならびにソフトウェアのインストールの状況についてそれぞれ管理台帳と照合し，その結果をソフトウェア統括管理者に報告しなければならない。

２　ソフトウェア管理責任者は，前項の規定による照合の結果に差異が発見されたときは，速やかにこれを是正しなければならない。

（職員の遵守事項）

第11条　すべての職員は，ソフトウェアの使用に関して，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ソフトウェアを使用する場合は，使用許諾に従うほか，関係法令を遵守すること。

(2) ソフトウェア管理者の承諾なく，ソフトウェアをインストールしないこと。

(3) ソフトウェア管理者の承諾なく，市が管理する媒体およびその複製物を庁外に持ち出さないこと。

(4) ソフトウェア管理者の承諾なく，市以外の者が管理する媒体およびその複製物を庁内に持ち込まないこと。

（委任）

第12条　この要綱に定めるもののほか，ソフトウェアの管理に関し必要な事項は，ソフトウェア統括管理者が別に定める。

附　則

1　この要綱は，平成２２年６月１日から施行する。

様式1　ハードウェア管理台帳（第8条関係）

ハードウェア管理番号	メーカー名	型番	コンピュータ名	設置課	使用者氏名	導入年月日	廃棄(返却)年月日

様式2　インストール管理台帳（第8条関係）

ハードウェア管理番号	コンピュータ名	ソフトウェア管理番号	ソフトウェア名

様式3　ライセンス管理台帳（第8条関係）

ソフトウェア管理番号	メーカー名	ソフトウェア名	元ソフトウェア管理番号（アップ(ダウン)グレードの場	プリインストールPC管理番	ライセンス保有数	ライセンス消費数	購入年月日	廃棄年月日

様式4　ソフトウェア媒体管理台帳（第8条関係）

媒体管理番号	ソフトウェア管理番号	ソフトウェア名	保管課